

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令について

平成 21 年 6 月
特 許 庁

．改正の必要性

特許協力条約に基づく規則及び特許協力条約に基づく実施細則が改正されたことに伴い、関連する特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）の規定について、所要の改正を行う。

．改正の概要

（１）出願人の抗弁期間の延長

国際出願の国際出願日を認定した後、国際出願日から 4 月以内に国際出願日の認定要件を満たしていないことを発見した場合において、当該国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の前に行う事前通知に対して出願人が抗弁書を提出できる期間を当該事前通知の日から「1 月以内」を「2 月以内」に改正する。〔国際出願法施行規則第 35 条第 3 項〕

（２）請求の範囲の補正方法の変更

国際出願について特許協力条約第 34 条の規定に基づき請求の範囲を補正するときは、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として提出することを規定する。〔国際出願法施行規則様式第 15 等〕

また、国際出願の翻訳文を提出する場合において、補正後の請求の範囲の翻訳文を提出するときは、請求の範囲の全文の翻訳文を提出しなければならないことを規定する。

〔特許法施行規則様式第 54 〕

（３）配列表を含む国際出願を電子情報処理組織を使用して行った場合の国際出願手数料の計算方法の変更

配列表を含む国際出願を電子情報処理組織を使用して行った場合には、当該配列表の用紙の枚数については、当該国際出願に係る国際出願手数料の計算の対象から除くことを規定する。〔国際出願法施行規則第 80 条第 1 号イ〕

（４）電子情報処理組織を使用して行った国際出願に係る配列表の補正方法の変更

電子情報処理組織を使用して行った国際出願に係る配列表について補正又は訂正（以下「補正等」という。）をする場合には、補正等後の配列表を記録した磁気ディスクを提出することにより、当該補正等を認めることとし、当該磁気ディスクについては手続補正書又は訂正請求書に添付しなければならないことを規定する。また、磁気ディスクによる補正等をする場合にあっては、磁気ディスクを提出する際の提出書及び陳述書並びに補正のための差替え用紙の添付は不要とすることを規定する。〔国際出願法施行規則第 50 条の 3 第 2 項等〕

．公布及び施行期日

公布：平成21年6月22日

施行：平成21年7月1日